



記者発表資料
令和5年8月7日
経済商工観光部
観光プロモーション推進室
担当者：柴田・鈴木
電話：022-211-2895
kanprof@pref.miyagi.lg.jp

みやぎ宿泊割キャンペーン（全国旅行支援）の再開について

全国旅行支援については、7月21日（金）までを対象期間として実施しておりましたが、令和5年8月28日（月）から9月29日（金）までを対象期間として再開しますので、お知らせいたします。

1 対象期間^{※1}

(1) 宿泊商品^{※2}・貸切バスを利用した宿泊を伴う団体旅行商品^{※2}

令和5年8月28日（月）から令和5年9月29日（金）宿泊分まで

(2) 貸切バスを利用した日帰り団体旅行商品^{※2}

令和5年8月28日（月）から令和5年9月29日（金）旅行分まで

※1 対象期間中であっても予算が無くなった事業者から順次終了となります。

※2 当キャンペーンへの参加事業者が販売する対象商品に限ります。事業者が販売する全ての商品が対象となるわけではありません。

2 予約開始日時

令和5年8月7日（月）14時から

※ 予約販売準備の整った事業者から順次開始となります。

3 対象事業者^{※1}

(1) 宿泊商品

宮城県内の宿泊施設（旅行事業者は対象外）

(2) 貸切バスを利用した宿泊を伴う団体旅行商品・貸切バスを利用した日帰り団体旅行商品

宮城県内の旅行事業者及び全国の旅行事業者（一部）^{※2}

※1 対象事業者はみやぎ宿泊割キャンペーン事務局のホームページ (<https://miyagi-syukuhakuwari.com/third>) からご確認ください。

※2 旅行事業者は、**貸切バスを利用した団体旅行商品のみの取扱い**となります。

4 補助内容等

裏面のとおり。

なお、地域限定クーポンの使用期間については、宿泊商品・宿泊を伴う旅行商品はチェックイン当日から**チェックアウト日まで**、日帰り旅行商品は**旅行日当日のみ**に変更となります。

5 その他

- ・ **7月21日（金）までの宿泊・旅行で付与された地域限定クーポンを再開後の対象期間中に使用することはできません。**
- ・ 各事業者において販売終了した場合でも、予約のキャンセルなどで再販される場合があります。

裏面に続く

参考：制度概要

名 称		みやぎ宿泊割キャンペーン
対 象 期 間		<ul style="list-style-type: none"> ■ 予約開始日 R5. 8. 7 (月) ※既存予約は支援対象外 ■ 宿泊商品・貸切バスを利用した宿泊を伴う団体旅行商品 R5. 8. 28 (月) ~R5. 9. 29 (金) 宿泊分 ■ 貸切バスを利用した日帰り団体旅行商品 R5. 8. 28 (月) ~R5. 9. 29 (金) 旅行分
対 象 事 業 者		宿泊商品 宮城県内の宿泊施設 貸切バスを利用した団体旅行商品 宮城県内の旅行会社、全国の旅行会社 (一部)
対 象 旅 行 者		日本国内の居住者
対 象 経 費		宿泊商品、貸切バスを利用した宿泊を伴う団体旅行商品、貸切バスを利用した日帰り団体旅行商品
補 助 率 等		宿泊商品代金・旅行商品代金の 20% 補助上限額 ・交通付旅行商品：5,000円/泊 ・上記以外：3,000円 ※ ひとつの旅程において7泊分までが補助対象 ※ 商品代金に下限を設定 (平日：3,000円/人泊, 休日：2,000円/人泊)
地 域 限 定		電子クーポン <ul style="list-style-type: none"> ■ 付与額 平日 2,000円/休日 1,000円 ■ 付与方法 旅行者がシステムを利用して発行 ※ 事業者による代理発行も可 ■ 使用期間 ・宿泊商品・宿泊を伴う旅行商品 チェックイン当日からチェックアウト日まで ・日帰り旅行商品 旅行日当日のみ ※ R5. 1. 10からR5. 7. 21までの宿泊・旅行で付与された地域限定クーポンは使用不可
他 割 引 制 度 と 体 の 用		可
ワ ク チ ン 接 種 要 件		なし